



### 主な内容

- あいさつ・委員活動紹介  
会長あいさつ, 新委員紹介, 表彰 など 2-3
- 農家の紹介・農業委員会からのお知らせ  
気になる農家の紹介, 下限面積の見直し, 農業者年金 など 4-5
- 農業委員会からのお知らせ  
遊休農地, 非農地判断, 開発指導課からのお知らせ など 6-7
- 貸借料情報ほか  
編集後記 など 8

## ごあいさつ

早春の候、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

平素より農業委員会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が引き起こした様々な影響は、農業分野も例外でなく、需要低迷による米価の下落は、深刻な問題として生産者の生活を直撃して

います。表紙の写真にもありますように、昨年10月の総会で承認をいただいた意見書を、代表して市長に手渡しました。その内容は、次のページで紹介させていただきます。

今後とも農業委員会の使命を十分に果たすべく、地域と行政の橋渡し役として活動して参る所存でございますので、より一層のご指導、ご支援をお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。



会長 吉田 幸夫



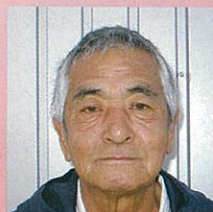
## 新任 農業委員・推進委員

農業委員  
倉敷西地区



安田 公彦  
新田2577  
422-3298

農地利用最適化推進委員  
倉敷西2



永瀬 直文  
西富井1157  
422-4369

農地利用最適化推進委員  
茶屋町2



若林 昭雄  
茶屋町早沖1765  
429-2166

## 表彰

令和3年12月15日、倉敷市役所本庁舎10階大会議室において、倉敷市農業祭表彰式が執り行われました。

農林水産業の振興や発展に尽力した功績を称えられた功労者の中に、農業委員会から2名の委員が表彰されました。

茶屋町地区農業委員の吉田幸夫会長

(写真左)、玉島地区の出口哲士農業委員(写真右)です。

おめでとうございます。



# 意見書の提出について



令和3年10月28日、倉敷市農業委員会は、倉敷市長へ農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出いたしました。その内容は以下の通りです。

## 農地等利用最適化推進施策に関する意見書

農地は食料の安定的な供給に必要な不可欠な資源であると同時に、国土の保全、自然環境の保全等、多面的機能を有する貴重な資源である。

一方では、我が国の人口減少や高齢化が急速に進む中で、農地利用の在り方にも大きな影響をもたらすことが懸念される。しかも、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による各種イベント事業の中止や外食産業の不振などで業務用需要の低迷により米余りが続いている。

こうした中、県内JAが発表した2021年産の主要銘柄米の概算金（60kg当たり、1等米）は前年比30%減の9,300円と過去最大級の下げ幅となっている。

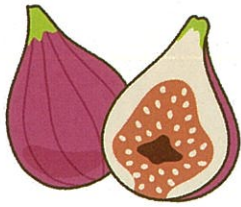
このままでは、高齢となっても耕作を継続している農業者の心理にダメージとなり、採算が取れず耕作をやめる農業者が増え、新規参入する若い世代も居なくなり、さらには、大規模経営農業者までもが米作りから撤退することにつながりかねない。そして、耕作されなくなった農地は遊休化が進み、有害鳥獣の温床となり、農地に悪影響を及ぼすこととなる。

農業委員会は農業者の代表として、地域農業の持続的発展に努め、農業者の抱える課題や要望を解決するため「農地等の利用の最適化の推進」を最重要課題と位置づけて委員会活動に取り組んでいる。

ついては、農業者が安心して農業経営を継続できるとともに、貴重な資源である農地を保全できるよう、米価下落に対する対策を早急に講じることを強く要望する。

以上、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出する。

倉敷市は令和3年11月議会の承認を得て、米販売農家次期作応援補助金の支給を決定しました。



## 気になる農家の紹介



いちじく農家と牧場のアイスが絶妙なタッグでコラボしています



児島の通生地区で農地利用最適化推進委員をされている岸本寛吾さんです。約2ヘクタールの畑で、先代から日本いちじくを栽培しています。一般的にだれでも作れる強い木なので、耕作放棄地の対策にはなりますが、水の管理にはとても気を遣います。猛暑に負けないように、ホースを巡らせて、出荷まで適切な水やりが必要です。出荷時も、いちじくはとてもデリケートなため、すべてを販売できるわけではありません。熟したときに雨に打たれてしまうと、商品価値が下がってしまいます。

今までは、ジャムやジュースに加工していましたが、そのことを憂いた倉敷鷺羽高等学校の生徒さんが、食品ロスを少なくして有効活用できるマッチングを画策してくださいました。そして、「シーサイドファームなんば牧場アイスやさん」との橋渡しを実現、試行錯誤を繰り返し、ジェラートにして販売できるようになりました。秋ごろの期間限定ですが、人気のある名物メニューになっています。



その製造と販売を手掛ける「シーサイドファームなんば牧場アイスやさん」は、三代目の難波晃大さん一家全員で経営されており、お父さんは児島の下津井地区で農業委員をされています。お店の立地は、眼前に瀬戸内海の展望が広がるとても眺めがよいところで、オーシャンビューの絶好のロケーションで食べるジェラートは格別です。清涼感を味わった後は、少し足を延ばして、牛舎で牛やヤギ、猫に触れ合うこともできます。児島に来られた折には、ぜひ立ち寄ってみてください。

## 真備町産のパイナップルがあるって知っていましたか？



パイナップルって南国のイメージですよね。でも倉敷市でも獲れるんです。生産者は、真備町市場で、ピーチパインという品種を栽培されている奥田忠司さんです。もちろんハウス栽培で、温度、湿度、水分の適切な管理は必須です。以前は、花の苗や桃を手掛けていましたが、西日本豪雨の際、水道が止まってしまい、大きなダメージを受けました。そのとき、パイナップルの苗は無事だったことに着目、作付を方向転換しました。

現在では、4棟で1万株を育てています。露地ではなく、1株ずつ鉢植えにしているので、水分も土壌の養分も行き渡り、糖度18から20程度まで甘くなります。昨年からは本格的に出荷が軌道に乗り、総社市の農マル園芸吉備路農園や、山手のJA直売所「ふれあいの里」、エブリイ総社南店に卸し、新規でネット産直でも販売できるようになりました。春3月と秋9月の年2回が出荷のピークです。ぜひピーチパインを探してみてください。



# 農業委員会からのお知らせ

## 農地法第3条の規定による「別段の面積（下限面積）」の見直しについて

一部区域について下限面積を下記のとおり引き下げました（令和3年9月8日から）

大字					変更後下限面積(a)	変更前下限面積(a)
黒石	八軒屋	粒浦	東粒浦	粒江	40a	50a
粒江団地	茶屋町	茶屋町早沖				

(1a = 100 m<sup>2</sup>)

2020年農林業センサス等の調査結果で、40a未満の農家が全農家数の4割を超えたため、農地を取得しやすくすることによる農業活性化を目的に下限面積を引き下げました。

## 相続登記が義務化されます 農地も例外ではありません

不動産を相続した場合、その不動産の名義を亡くなった方から相続した人に名義変更する必要があり、この手続きを「相続登記」と言いますが、これまで相続登記は「当事者の任意」に任せられていたので、登記しないまま放置されている土地が増えて問題になっていました。

このような問題を受けて、2021年4月21日に「相続登記を義務化する」改正法案が可決され、2024年を目途に施行される見込みです。

改正法が施行されると、相続登記が義務化され、それを怠った人には、罰則【10万円以下の過料】が科せられることとなります。

現在すでに相続登記せず放置されている土地も無関係でなく、義務化の対象になりますので、今のうちから対処しておく必要があります。

農業者年金の制度が変わります

詳しくは、同封のチラシをご覧ください

2022（令和4）年4月1日から

1 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります

2022（令和4）年5月1日から

2 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます

農業者年金で  
豊かな老後を迎えましょう



3つの要件を  
満たせばどなたでも  
加入できます。

① 60歳未満

② 国民年金第1号被保険者

③ 年間60日以上農業に従事

※年金は生涯受給できます

※保険料は、全額社会保険料

控除の対象です



## 遊休農地は課税が強化されます



農業委員会では、年に1回農地パトロールを行っています。その結果、遊休農地と判断された場合には、農地所有者に対し、今後その農地をどのように利用する意向であるかの「利用意向調査」を行います。この調査で回答したにもかかわらず、回答から6ヶ月たっても実行しない所有者等や6ヶ月たっても回答しないなど、遊休農地を放置している場合は、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告します。

この勧告にもかかわらず放置された場合、通常の農地の固定資産税の評価額が、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、遊休農地については、0.55 を乗じないこととします（結果的に1.8倍になります）。



## 再生困難な農地の非農地判断を進めます

農地利用最適化推進委員及び農業委員が3人以上で利用状況調査を実施し、その結果、すでに森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地（下のアまたはイ）

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

これらは、農業委員会の総会の議決を経て、「農地」に該当しないと判断し、農地台帳上の現況地目を「山林」「原野」等に変更します。

また、**所有者には、非農地である旨の通知をしますので、法務局へ地目変更の登記申請をお願いします。**

## 倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等の基準に関する条例が廃止されます

### ○ 廃止の目的

本市は「倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等の基準に関する条例」を、平成13年10月1日より施行しており、それ以降市街化調整区域において数多くの自己用住宅が建築されてきました。

倉敷市都市計画マスタープラン及び倉敷市立地適正化計画において目指すコンパクトなまちづくりを推進することを目的に、市街化調整区域における開発行為を抑制するため、条例を廃止するものです。

### ○ 経過措置

(1) 現行の許可基準により取り扱うもの

(ア) 条例廃止の施行日前にされた開発許可等の申請

(イ) 条例廃止の施行の際、現にされている開発許可に係る都市計画法（以下「法」という。）第35条の2第1項の規定による変更の許可の申請

(2) 事前協議申出を行っている開発許可申請の取扱い

令和4年9月30日までに事前協議申出を行っている区域内について、令和5年3月31日までに開発許可申請を行った土地は、開発審査会を経て許可することとします。

(3) 事前協議区域内の残地について

平成24年10月31日以前に申出があった事前協議区域内の残地について、農地法に規定された転用許可の見込みがあれば、第3種農地以外も開発許可の対象として、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで開発許可申請を受け付けます。

### ○ 条例廃止後の対応

法第34条第11号該当で開発許可を受けた建築物は属人性を有するため、開発許可を受けた者以外が所有権を取得し、建築行為を行う場合は、法第29条、法第42条又は法第43条の規定により許可が必要となります。条例廃止後は、開発審査会を経て許可することとします。

### ○ 施行日

令和4年4月1日

【問合せ先】

倉敷市開発指導課

電話 426-3485



皆さん！！ こんな農地はありませんか？

- ◆ 昔から手続きをせずに、親戚・知人などに農地を貸して（借りて）いる。
- ◆ 手続きが面倒なので、口約束で貸して（借りて）いる。
- ◆ 税金等の関係があるので手続きをしていない。

このような土地はトラブルの原因となるだけでなく、耕作面積証明書など農業委員会が発行する公的な証明を受けることができません。



農地の貸し借りは、必ず市・農業委員会への手続きをしましょう。  
また、岡山県農地中間管理機構を積極的に活用しましょう。

## 賃借料情報(令和3年)



これは、令和3年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)です。  
賃借料情報は話し合いの際の目安にさせていただくための資料であり賃借料の金額を強制するものではありません。賃借料を決定する際は、両者でよく協議してください。

### 1 田(水稻)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧倉敷市	4,300	7,500	2,100	129	
旧船穂町・旧真備町	4,000	5,000	3,000	15	
(参考) 倉敷市全域	4,000			192	

### 2 田(レンコン)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	10,100	11,000	10,000	15	

### 3 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	5,700	10,000	5,000	46	

### 4 畑(樹園地・ブドウ)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	21,300	40,000	8,000	21	

### 5 畑(樹園地・モモ)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	7,900	11,200	3,000	52	

### 6 畑(花き)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
倉敷市全域	18,500	29,000	8,000	2	

※ 賃借料が物納支給(水稻)の場合、60kg当たり8,800円に換算している。  
※ データ数は集計に用いた筆数である。  
※ データは賃借料(有償)のみの集計とし、使用貸借(無償)は含めていない。

## 編集後記

くらしき農業委員会だよりNo.34をお届けいたします。

今年こそは、コロナに触れたくないと思っていましたが、その文字をこの紙面から消すことはできませんでした。それにもまして、本号は制度改正についての説明に苦心しました。あらゆる面で、農業が生まれ変わる時が来ています。情報を収集して勉強してまいりますので、農地の事はお気軽にお近くの委員へお尋ねください。

編集委員 貝原良幸 中野恒夫 百本恵子  
平井正敏 吉田幸夫 (50音順)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

## 全国農業新聞

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。全国の農業情報満載です。是非ご購入を!



毎週金曜日発行 B3版 8~10頁建  
購読料:月額700円(税込・送料込)

全国農業新聞のホームページ  
<http://www.nca.or.jp/shinbun/index.php>